

届出事項についての説明

外国PEPs等の届出

外国PEPsとは、外国の政府等の要人と、その地位にあった方及びそのご家族を指します。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、外国PEPsとの取引については厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い取引とされ、外国PEPsへの該当の有無、及び該当する場合の「外国における公的な地位」について申告していただく必要があります。

- 1.現在外国における次の公的地位にある方、又は過去にこれらの者であった方
 - ・ 国家元首、我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- 2.上記に該当する者の家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子

非居住者金融口座情報の届出

FATCAに係る手続きについて

当社と金融取引を行うお客様は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」により、お客様の氏名・住所・生年月日・居住地国及び当該国での納税者番号を当社に届けていただく必要がございます。また、当社では、同規定により届け出いただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられておりますので予めご了承ください。

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は米国人や米国法人等による租税回避を防止するために作られた法律であり、米国以外の国の金融機関に対して、以下に該当するお客様の口座情報を米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に報告することを求めています。

また、我が国の金融庁及び国税庁は、日本の金融機関に対して、FATCAを遵守することを要請しております。

① 米国における納税義務のある自然人（米国籍保有者及び米国居住者）、米国法人及びその他組織

② 上記①に該当する自然人が実質的支配者となっている非米国法人（金融機関を除く）

居住地国に変更があった場合は、変更日から3か月以内に異動届出書により申告します。

当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に規定する「報告金融機関等」に該当します。口座を開設し、有価証券や金銭の預託等に係る契約を締結することは、同法に規定する「特定取引」に該当するため、届出書の提出等の対象となります。